



No.608  
3 分間  
税ミナール

令和6年2月21日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 全国で5万6577店に増加した消費税免税店～観光庁

消費税免税店(輸出物品販売場)店舗数は令和5年9月30日現在で5万6577店となり、昨年3月31日(前回調査)からの半年間で5.5%(2927店)の増加となったことが、観光庁のまとめで分かりました。免税店数の内訳としては、三大都市圏で同5.6%増の3万5191店、三大都市圏を除く地方で同5.2%増の2万1386店でした。増加の要因は、新型コロナウイルスの影響により減少していた外国人旅行者数の回復が影響しているとみられます。

観光庁の発表によりますと、昨年9月30日現在での都道府県別の消費税免税店数は、「東京都」が1万4755店(対令和5年3月31日比4.3%増)で最も多く、次いで「大阪府」6045店(同7.7%増)、「神奈川県」3321店(同6.3%増)、「福岡県」2872店(同7.0%増)、「北海道」2833店(同2.7%増)、「千葉県」2706店(同2.5%増)、「愛知県」2679店(同12.5%増)と続いています。

一方で、最も少ないのは「島根県」の88店(対策年3月31日比0.0%)、以下、「徳島県」107店(同5.9%増)、「福井県」132件(同22.2%増)、「鳥取県」137店(同6.2%増)、「高知県」144店(同14.3%増)と続きます。また、三大都市圏と地方部の免税店の割合の推移は、平成24年4月1日時点で27.5%(1148店)だった地方部が、令和5年9月30日時点には37.8%(2万1386店)まで拡大しています。

なお、外国人旅行者向け免税制度は、令和6年度税制改正において、抜本的な見直しが行われる方針が明らかにされました。その背景には、足下で多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発していることや、また、出国時に免税で購入した物品を所持していない旅行者を捕捉し消費税の即時徴収を行っても、その多くが徴収できず滞納となり、同制度の不正利用は看過できない状況となっていることがあります。

こうした現状を踏まえ、免税販売の要件として、新たに政府の免税販売管理システムを通じて取得した税関確認情報(仮称:免税店で免税購入対象者が免税購入した物品を税関長が国外に持ち出すことを確認した旨の情報)の保存を求めることとし、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の手続きの事務負担の軽減や、空港等での混雑に配慮しつつ、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得ることとされています。

「都道府県別消費税免税店数(2023年9月30日現在)について(国土交通省観光庁)」(令和6年1月12日)は、こちらからご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/kankocho/page02\\_000206.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page02_000206.html)

